

静岡市告示第112号

静岡市屋外広告物条例（平成15年条例第229号）第7条第1項の規定による広告景観整備地区を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年3月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 名称

御幸通り周辺広告景観整備地区
東静岡駅周辺広告景観整備地区

2 内容

別紙「御幸通り周辺広告景観整備地区指定基準」及び「東静岡駅周辺広告景観整備地区指定基準」のとおり

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

東静岡駅周辺広告景観整備地区指定基準

1 名称

東静岡駅周辺広告景観整備地区

2 区域

- (1) 市道東静岡中央線の車道から20メートルの等距離線の範囲内の地域（東静岡南口環状線との交差点から終点までの区間に限る。）
- (2) 市道東静岡北口駅線の全区間の車道から20メートルの等距離線の範囲内の地域（国道1号に面する敷地を除く。）
- (3) 市道東静岡南口駅線の全区間の車道から20メートルの等距離線の範囲内の地域（県道静岡草薙清水線に面する敷地を除く。）

3 基本方針

現在の景観の維持を図りつつ、より良好な都市景観を創出することを目的とする。

4 条例第11条の規則で定める基準の特例

(1) 条例第5条の基準

ア 共通基準

- a 道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。
- b 電飾設備は、ネオン管、発光ダイオード等の光源が直接見える構造のもの（広告物を直接照らすものを除く。）、点滅照明、回転するものその他これらに類するものを使用しないものであること。ただし、駐車場等の出入り口の安全対策のために設置する場合は除く。
- c 電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示の内容を変えることができる屋外広告物（以下「可変表示式広告物」という。）又はその掲出物件については、不快感を与えない音量、音色とし、夜間景観に配慮したまぶしすぎない明るさ（輝度）であること。
- d 地色は、彩度8以下のものであること。

イ 個別基準

広告物等の種類		第2項の地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板そ	(1) 野立てのもの の	(ア) 道路境界線から壁面線の範囲内に設置するもの a 高さは、地上10メートル以下であること。 b 表示面積は、1面15平方メートル以内とし、そ

<p>その他これらに類するもの</p>		<p>の合計は30平方メートル以内であること。</p> <p>c 個数は、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「敷地」という。）につき2個以内であること。ただし、安全上、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。</p> <p>d 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。</p> <p>e 柱が見えない構造であること。ただし、簡易なもので、明度3以下かつ彩度3以下及び板面は彩度5以下で表示面積の合計が5平方メートル以内のものはこの限りでない。</p> <p>(イ) (ア) 以外に設置するもの</p> <p>a 高さは、地上10メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積は、1面20平方メートル以内とし、その合計は40平方メートル以内であること。</p> <p>c 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。</p> <p>d 相互間の距離は、5メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 可変表示式広告物を設置するもの</p> <p>a 高さは、地上4メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積は、1面2平方メートル以内とし、その合計は4平方メートル以内であること。</p>
	<p>(2) 建築物を利用するもの</p> <p>ア 屋上に設置するもの</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの5分の1以下で、かつ、5メートル以内であること。</p> <p>(イ) 掲出する建築物と一体となるようにデザインし、地色は外壁と統一すること。</p> <p>(ウ) 立方体、直方体構造等の広告物を屋上の一部に単独で設置しないこと。</p> <p>(エ) 支柱や骨組みが公衆からみえないようにすること。</p> <p>(オ) 文字及びロゴ等のみを表示し、デザインに配慮さ</p>

		<p>れたものであること。</p> <p>(カ) 可変表示式広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p>
イ 壁面から突き出すもの		<p>(ア) 下端は、地上2.5メートル以上であり、上端は、地上10メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積は、1面0.5平方メートル以内とし、その合計は1.5平方メートル以内であること。</p> <p>(ウ) 3以上の者が協同で表示する場合にあっては、1面1.5平方メートル以下とし、その合計は4.5平方メートル以内であること。</p> <p>(エ) 一の建築物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。</p> <p>(オ) 文字及びロゴ等のみを表示し、デザインに配慮されたものであること。</p> <p>(カ) 可変表示式広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p>
ウ 壁面を利用するもの		<p>(ア) 地上10メートル以下の範囲内に設置するもの</p> <p>a 店舗名や建物名等は箱文字、切り文字、その他これらに類するもので表示すること。</p> <p>b 表示面積の合計が15平方メートル以内、かつ、その壁面面積の5分の1以内であること。</p> <p>c 可変表示式広告物を設置する場合は、上端は、地上4メートル以下とし、表示面積は、5平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) (ア) 以外に設置するもの</p> <p>a 店舗名や建物名等は箱文字、切り文字、その他これらに類するもので表示すること。</p> <p>b 表示面積の合計が10平方メートル以内、かつ、その壁面面積の5分の1以内であること。</p> <p>c 店舗名、建物名、商標及びロゴのみを表示し、</p>

			デザインに配慮されたものであること。
	(3) 工 作物 等 を 利 用 す る もの	塀を利 用する もの	(ア) 店舗名や建物名等は箱文字、切り文字、その他これらに類するもので表示すること。 (イ) 表示面積は、2平方メートル以内とすること。 (ウ) 店舗名、建物名、商標及びロゴのみを表示し、デザインに配慮されたものであること。
2 貼り 紙、貼 り札、 立看板 その他 これら に類す るもの	壁面及び塀を利用 するもの		広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 ただし、総面積0.5平方メートル以内のものはこの限りでない。
3 その 他の広 告物等	(1) アドバレー ン		広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(2) 広告幕及び 広告網		広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(3) のぼり		広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(4) 置看板		(ア) 高さは、1.5メートル以下であること。 (イ) 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (ウ) 個数は、事業所、営業所又は作業場につき1個であること。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。